

事業対象者の抽出・除外条件について

- 直近3か月間の医科(入院外)・調剤レセプトを分析し、以下条件にて対象者を抽出し、医療機関・薬局への相談を促す通知書を送付しています

抽出条件

- 重複服薬: 3か月間のうち、少なくとも2か月以上にわたり、同一月に同一薬効の医薬品が複数の医療機関から処方されている
- 多剤投与: 3か月間のうち、少なくとも2か月以上にわたり、同一月に内服薬6種類以上、かつ10種類以上の医薬品が処方されている
- 併用禁忌: 同一月に2つ以上の医薬品が併用禁忌(配合禁忌)の組み合わせとして処方されている

除外条件

対象者

- 「悪性新生物(がん)」及び「難病」の対象者
- 1医療機関にて多剤投与に該当する対象者
- 10歳未満の対象者
- 直前の勧奨において通知書を送付した対象者

医薬品

- 重複している医薬品の処方日数合計が8日以下
- 医薬品の種類が「注射薬」
- 医薬品の処方目的が「投薬」以外(手術・処置・麻酔・検査等)

効果測定結果・成果について

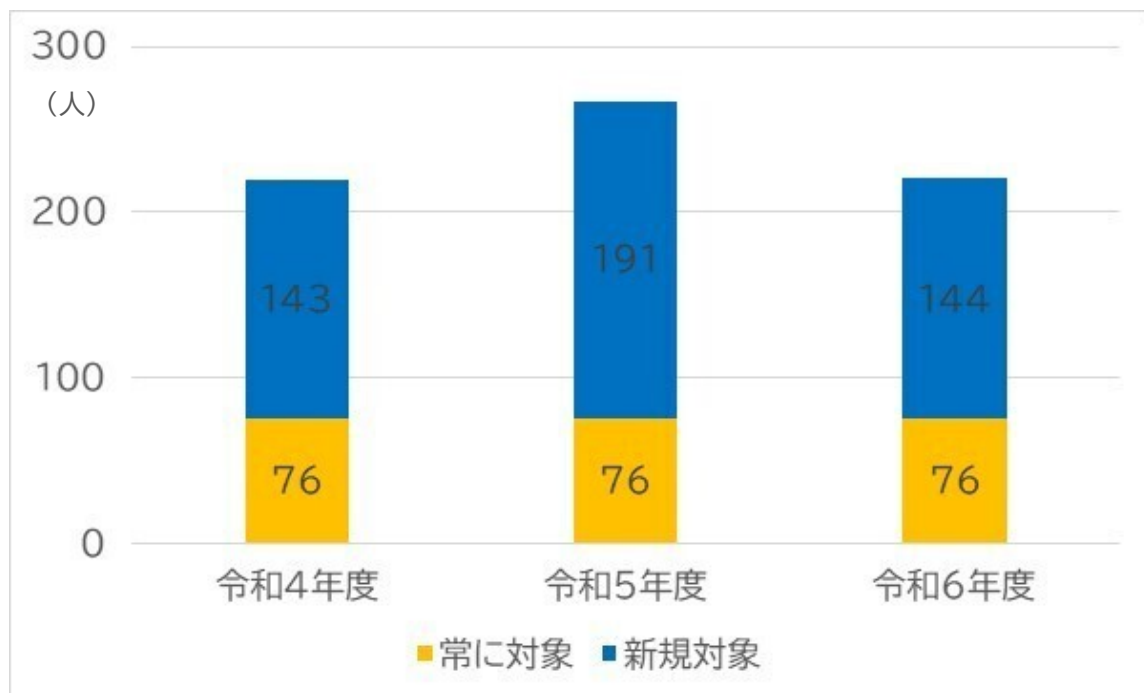
- 令和4年度から令和6年度の3年間に於いて合計9,291人に対して通知書を送付しています。また同一条件にて比較対象者を2,200人抽出し、勧奨をしなかった場合の対象者の服薬状況等の変化を考慮して効果測定※1を行っています。結果は以下の通りです
- 服薬状況の改善率は、全体では勧奨対象者が約64%の減少、比較対象者が約34%の減少であり、実質的な効果として約30%の改善が確認できました



※1: 効果測定時までに国保資格等を喪失している者がいるため、評価対象者は通知を送付した対象者より人数が減少しています
※併用禁忌の対象者は人数が少ないことから比較対象者を設定していません

効果測定結果・課題について

- 令和5年度及び令和6年度において、「催眠鎮静剤・抗不安剤」、「精神神経用剤」等の向精神薬多剤処方者向け※1に個別通知書を送付する対策を実施しています
- 結果として、直近3年間で向精神薬多剤処方者数はほぼ横ばいで推移しています。また3年間連続で向精神薬多剤処方者の服薬状況にある者は少なくとも76人存在し、新規取組なしに服薬状況の改善が難しいと考えられる対象者が一定数存在する状況です



服薬内容確認書

この通知書は、「向精神薬多剤投与※」の処方となっている可能性がある方に対してお送りしています。

※医療機関が1回の処方において、抗不安薬を3種類以上、睡眠薬を3種類以上、抗うつ薬を3種類以上、抗精神病薬を3種類以上又は抗不安薬と睡眠薬を合わせて4種類以上投与



ご存知でしたか？

- 医療機関が1回の処方において、「向精神薬多剤投与」となった場合は、地方厚生局（厚生労働省）に、向精神薬多剤投与の状況の報告が必要です。
- 複数の医療機関から向精神薬が処方されている場合、結果として報告が必要な処方量を超えてしまい、健康への影響が懸念される状況になることがあります。

まずは、専門医（精神科）にご相談ください

- 健康への影響が心配です。お薬手帳及び現在服用中のお薬を持って、（精神科の）かかりつけ医にご相談ください。
- 向精神薬服用の症状として判断力の低下を起こす場合があるため、少しでも不安を感じられたら早めにご相談ください。
- ご相談の結果、現状の処方内容に問題がなければ、お薬の見直しは必要ありません。



※実際に送付した通知書デザイン

※1: 対象者の抽出条件は、①「催眠鎮静剤・抗不安剤」が4種類以上、②精神神経用剤が3種類以上、あるいは①と②を合わせて4種類以上としています

令和7年度の事業対象者の抽出・除外条件について

- 直近3か月間の医科(入院外)・調剤レセプトを分析し、以下条件にて対象者を抽出し、医療機関・薬局への相談を促す通知書を送付しています

抽出条件

- 重複服薬: 3か月間のうち、少なくとも2か月以上にわたり、同一月に同一薬効の医薬品が複数の医療機関から処方されている
- 多剤投与: 3か月間のうち、少なくとも2か月以上にわたり、同一月に内服薬6種類以上、かつ10種類以上の医薬品が処方されている
- 併用禁忌: 同一月に2つ以上の医薬品が併用禁忌(配合禁忌)の組み合わせとして処方されている
- 重複受診: 同一月に同一傷病で3つ以上の医療機関を受診している
- 頻回受診: 同一月に同一医療機関で15日以上受診している※1

令和7年度より追加

除外条件

対象者

- 「悪性新生物(がん)」及び「難病」の対象者
- 1医療機関にて多剤投与に該当する対象者
- 10歳未満の対象者

医薬品

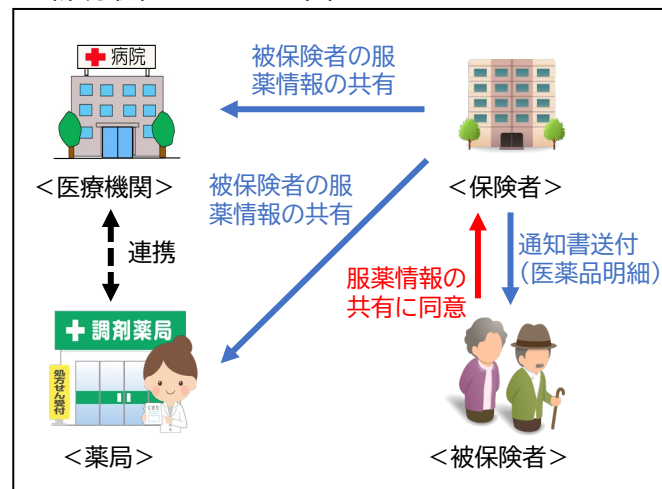
- 重複している医薬品の処方日数合計が8日以下
- 医薬品の種類が「注射薬」
- 医薬品の処方目的が「投薬」以外(手術・処置・麻酔・検査等)

※1: 直近6か月間の医科(入院外)・調剤レセプトを分析し、少なくとも4か月間該当する等の継続性の高い対象者に限定する予定

令和7年実施予定の新規取組について

- 令和7年度以降の新規取組として、医療機関・薬局の皆様へ通知対象者の服薬情報の共有をさせていただく予定です。具体的な内容としては以下の通りです
 - 令和7年6月末に対象者に送付する「お薬相談通知書」にアンケートを同封し、そのアンケートの中で医療機関・薬局への服薬情報の共有に同意するかどうかを確認します（電話でも同意の有無を再確認します）
 - 同意があった者については、令和7年10月に対象者に「お薬相談通知書」を送付する際、医療機関・薬局の皆様に対しても対象者の処方医薬品内容がわかる通知書を送付します※1

<新規取組のスキーム図>



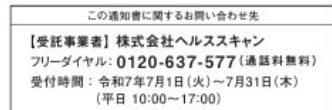
医療機関・薬局の皆様へのお願い

- 服薬情報が共有された通知対象者が来られた場合、市から送付された服薬情報（医薬品明細）を参照しつつ、現状においても同様の服薬が継続していた場合、医療機関・薬局の皆様には通知対象者への適切な服薬指導をお願いします
- 医療機関・薬局の皆様におかれましては、本取組において服薬情報（医薬品明細）を送付された被保険者に限らず、マイナ保険証利用時に服薬情報を共有する被保険者の服薬内容につきましても必要に応じて適切にご対応頂けますようお願い申し上げます

令和7年度の取組実施スケジュール(予定)

取組内容		令和7年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1回通知	通知書及びアンケート発送		←対象者抽出→	▲通知書及びアンケート送付			▲アンケートの回収及び集計						
	電話指導				←7月初旬から8月中旬 電話によるフォロー→								
第2回通知	通知書及びアンケート発送						←対象者抽出→	▲通知書及びアンケート送付					
	服薬情報提供文書発送								▲医療機関等への情報提供文書送付				
	電話指導									←11月初旬から12月中旬 電話によるフォロー→			

お薬相談通知書の医薬品明細の読み方



【事業主管課】福岡市 保健医療局 総務企画部 保険医療課
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 電話：092-711-4390

あなたに処方された医薬品の件数／種類は次のとおりです(令和7年1月～令和7年3月の診療データより)

処方されている上記の医薬品明細の読み方等は、裏面をご覧ください。

お薬相談通知書の医薬品明細の読み方

①		②		③		④		⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
No	医療機関 / 薬局名		医薬品名		薬効名			調剤日	調剤回数	調剤日数	使用期間	使用禁忌

- ① **No**：処方された医薬品を25件/月まで表示しています。なお、医薬品の処方数が25件以上ある方は一部の医薬品が省略されています。
- ② **医療機関／薬局名**：③の医薬品の処方箋発行医療機関名と処方箋をもとに、調剤した薬局名を表示しています。院内処方の場合、薬局名が空欄になります。
- ③ **医薬品名**：19文字以上の医薬品は医薬品名を短縮表示しています。
- ④ **薬効名**：医薬品の主たる薬効を表示しています。医薬品によっては、複数の薬効を持つものがあります。そのため、実際に処方された薬効と表示が異なる場合があります。
- ⑤ **調剤日**：同一月に医薬品が複数回調剤された場合、初回調剤日を表示しています。なお、院内処方の場合、表示されません。
- ⑥ **調剤回数**：当該医薬品が調剤された回数を表示しています。なお、院内処方の場合、表示されません。
- ⑦ **調剤日数**：対象月に当該医薬品が調剤された調剤日数を合算して表示しています。
- ⑧ **重複服薬**：複数の医療機関から同じ薬効・同じ成分の医薬品が処方されている場合、「○」を表示しています。
- ⑨ **併用禁忌**：医薬品同士の飲み合わせに問題がある場合、「○」を表示しています。

なお、「本通知書」は令和7年3月末時点の医療機関・薬局からの請求データに基づいて作成しているため、実際の処方時期と異なる場合があります。

6月に対象者に送付予定の通知書②

A

こんなことにお困りではないですか？

- ☒ 薬の飲み過ぎが心配
- ☒ できれば薬を減らしたい
- ☒ 飲んでいる薬が、何のために処方されているのか分からない

今回の通知は、薬の服用によるあなたの健康への影響を心配してお送りしています。

事例1 複数の病院からそれぞれ2～3種類の薬を処方されている

腰痛治療のために3箇所の病院に行き、それぞれの病院で胃薬を処方され、結果として胃薬を適正量の3倍服用していた。



事例2 同じ病気で複数の医療機関を受診している

なるべく、複数の医療機関を受診することを控え、今受けている治療に不安などがある場合、まずはかかりつけ医にその旨を伝えましょう。

重複する検査や投薬により、かえって健康に悪影響を及ぼしてしまうなどの心配があります。



事例3 多くの薬を処方されている

多剤服用のリスク 多数のお薬を服用していると健康に影響が出ることがあります。一般的に6種類以上の薬を服用すると、健康へのリスクが高まる。

ふらつき、転倒、認知機能の低下の原因となる。

どの薬がどのような作用からなくなり、薬の飲み忘れが増える。

このようなお薬のお悩みは
かかりつけ医やお近くの薬局・薬剤師にご相談ください。

薬が増えると副作用が起こりやすくなります。



処方される薬が6つ以上になると、副作用を起こす人が増えることが分かっています。医師・薬剤師は薬の種類・量を減らせないか見直しをしたり、増やさずに済む方法を考えます。



裏面もご覧ください▶

B

こんなことにお困りではないですか？

- ☒ 薬の飲み過ぎが心配
- ☒ できれば薬を減らしたい
- ☒ 飲んでいる薬が、何のために処方されているのか分からない

今回の通知は、薬の服用によるあなたの健康への影響を心配してお送りしています。

事例1 飲み合わせに注意が必要な薬が処方されている

複数の医療機関を受診している場合、お薬手帳を使い、一括して服薬管理しないと、結果として飲み合わせに注意が必要な薬が処方される場合があります。

医療機関・薬局は、問診及びお薬手帳からみなさまの服薬状況を把握しています。



事例2 多くの薬を処方されている

多剤服用のリスク 多数のお薬を服用していると健康に影響が出ることがあります。一般的に6種類以上の薬を服用すると、健康へのリスクが高まる。

ふらつき、転倒、認知機能の低下の原因となる。

どの薬がどのような作用からなくなり、薬の飲み忘れが増える。



このようなお薬のお悩みはかかりつけ医やお近くの薬局・薬剤師にご相談ください。

「処方カスケード」って聞いたことがありますか？

処方カスケードとは、服用している薬による副作用や副次的効果の治療のために、それに対して新たな処方薬が繰り返されて薬の数がだんだんと増えてしまうことです。



○生活習慣病をはじめとする慢性疾患は高齢になるにつれて増加するため、薬の数が徐々に増加することが一般的です。
○体の異変が薬による副作用の影響にもかかわらず、新しい薬で対処し続ける「処方カスケード」と呼ばれる悪循環の状況には注意が必要です。

薬が増えると副作用が起こりやすくなります。



処方される薬が6つ以上になると、副作用を起こす人が増えることが分かっています。医師・薬剤師は薬の種類・量を減らせないか見直しをしたり、増やさずに済む方法を考えます。



裏面もご覧ください▶

6月に対象者に送付予定の個別通知書①

C

複数の医療機関から胃薬を処方されている方へ

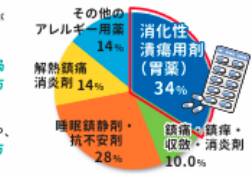


重複服薬とは？

「薬で胃が荒れるといけないので、念のため胃薬も一緒に出しておきますね。」
日常診療で何気なく使われているお決まりのフレーズです。整形外科で鎮痛剤とともに胃薬、内科で高血圧の治療薬（降圧剤）と合わせて胃薬。このように患者が**複数の病院を受診し、服薬情報が共有されていない場合に起こりうるのが重複服薬**です（同じ効能の薬が異なる医療機関から同時に処方される状況）

重複服薬の対象となる薬の1/3は胃薬（消化性潰瘍用剤）です

- 重複服薬の対象となる医薬品の中で最も高い割合を占めるのが**胃薬で、全体の1/3程度を占めます。**
- 胃薬は他の薬と合わせて処方されることが多いため、病院・薬局で服薬情報が共有されないと知らないうちに適量を超えて処方されていることがあります。
- 胃薬は、胃薬と別の薬の相互作用によって副作用が起こることや、薬の効果が減弱してしまうことがあり、**複数の病気を抱えている方は服用に注意が必要です。**



※出典：国保被保険者90万人以上のレセプト情報を分析

胃薬（消化性潰瘍用剤）の長期処方には注意が必要です

- 胃薬のうち、胃酸を抑制する薬である**タケブロン（ランソプラゾール）、パリエット（ラベプラゾール）、ネキシウムカプセル（エソメプラゾール）、タケキャブ**の長期処方には注意が必要です。
- 胃酸を抑制する薬を長期に服用することは、胃酸の分泌を長期にわたって抑制することを意味します。胃酸には、殺菌効果や消化を助ける重要な役割があるため、これらの薬の長期の処方は**右図のような病気・病変の発症リスクを高める**可能性があると言われています。

※逆流性食道炎等で胃薬を長期服用している方は、病状を考慮しつつ、医師・薬剤師に慎重な投与（用法・用量）をご相談ください。



※1サルモネラやカンピロバクター等
※2胃のカルチノイド腫瘍等

処方薬の種類が多い方（複数の病気）や長期的に胃薬を飲まれている方は、現在の服薬内容に問題がないかを定期的に薬剤師にご相談ください。

福岡市保険医療課

【コールセンター】0120-637-577 委託業者 株式会社ヘルスキャン
受付期間：令和7年7月1日（火）～7月31日（木）（平日：10:00～17:00）

D

鎮痛薬を長期間飲み続けている方へ



痛み止め、長く飲み続けていませんか？ ～薬剤性腎障害のリスクを知りましょう～

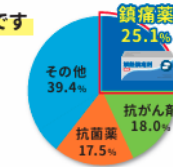
診療科を問わず処方されることの多い鎮痛薬は、年齢に関わらず多くの方が服用しています。しかし**痛み止めを長期間継続して服用すると腎臓に負担がかかり、薬剤性腎障害を発症し、慢性腎臓病などにつながるリスクが高まる**ことが報告されています。痛みを和らげながら健康を守るために、**定期的に薬剤師へ相談し、服用期間と量を見直す**ことが大切です。



意外と知られていない「鎮痛薬」のこと

薬剤性腎障害の原因となる薬の25%は鎮痛薬です

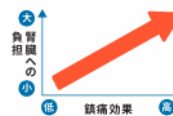
- 薬剤性腎障害の原因となる薬の中で最も高い割合を占めるのが**鎮痛薬**です。
- 代表的な鎮痛薬には、**ロキソニン、アスピリン、パファリン、ボルタレン**等の非ステロイド性抗炎症薬（NSAIDs）があります。
- 鎮痛薬は、短期で処方される場合は大きな問題がありません。但し、鎮痛薬の**処方期間は一般的に長くなる傾向**があるため、腎臓への負担が徐々に大きくなり、重篤な疾患につながる恐れがあります。



※出典：厚生労働科学研究「CKDの早期発見・予防・治療標準化・進展阻止に関する調査研究」

鎮痛薬の効果と腎臓への負担は基本的に相関関係にあります

- 薬の鎮痛効果が高いほど（強い薬ほど）、腎臓への負担が大きいたと言われています。鎮痛効果が高いと安心して飲み続けるのではなく、徐々に腎臓への負担が大きくなっていることを自覚してください。
- 特に、**高齢になると生理機能の低下**により、鎮痛効果が低いと感じられる薬でも、腎臓への負担が大きいため、注意が必要です。



2週間以上の鎮痛薬の服用は、腎臓への負担を考慮し、慎重な投与が必要です。必ず薬剤師に相談の上、処方を受けてください。

福岡市保険医療課

【コールセンター】0120-637-577 委託業者 株式会社ヘルスキャン
受付期間：令和7年7月1日（火）～7月31日（木）（平日：10:00～17:00）

6月に対象者に送付予定の個別通知書②

E

服薬内容確認書

この通知書は、「向精神薬多剤投与^{*}」の処方となっている可能性がある方にお送りしています。

^{*}医療機関が1回の処方において、抗不安薬を3種類以上、睡眠薬を3種類以上、抗うつ薬を3種類以上、抗精神病薬を3種類以上又は抗不安薬と睡眠薬を合わせて4種類以上投与すること



ご存知でしたか？

- ・医療機関が1回の処方において、「向精神薬多剤投与」となった場合は、地方厚生局（厚生労働省）に、向精神薬多剤投与の状況の報告が必要です。
- ・複数の医療機関から向精神薬が処方されている場合、結果として報告が必要な処方量を超えてしまい、健康への影響が懸念される状況になることがあります。

まずは、専門医（精神科）にご相談ください

- ◎健康への影響が心配です。お薬手帳及び現在服用中のお薬を持って、（精神科の）かかりつけ医にご相談ください。
- ◎向精神薬多剤服用の副作用には判断力の低下があります。少しでも不安を感じられたら早めにご相談ください。
- ◎ご相談の結果、現状の処方内容に問題がなければ、お薬の見直しは必要ありません。



6月に対象者に送付予定の個別通知書

あなたのためになる医療機関の受診方法

適正な医療機関の受診にご協力ください。



このお知らせは令和6年10月から6か月の期間で、
重複・頻回受診の可能性のある方にお送りしています。

- ☑ **重複受診**：同一の病気で3医療機関以上の受診がみられます。
- ☑ **頻回受診**：同一の医療機関で月に15日以上受診がみられます。



重複受診・頻回受診は、**患者ご本人だけではなく、医療に携わる関係者に様々な支障や影響を及ぼす可能性**があります。

体に負担がかかります

同じような検査や処置が行われ、更に投薬や注射などを繰り返し、**体への負担や副作用などの恐れ**があります。医療機関を変えている間に病状が悪化してしまう恐れがあります。

医療費がかかります

重複受診：その都度「初診料」を支払い、同じような検査や処置でも医療費を支払います。
頻回受診：その都度「再診料」を支払い、医療費を多く支払います。
紹介状なしに医療機関を変更して受診すると、改めて負担の請求がある場合があります。

急病患者の治療に支障がでます

医療機関での治療時間が増え、**待ち時間の増加や急病人の治療に支障をきたす恐れ**があります。

医療機関の受診方法の確認のため、受診状況についてお尋ねすることがあります。
電話にてご連絡をさせて頂く場合がありますので、その際はご協力ください。

医療機関を受診するときに注意したいこと

不要な時間外・深夜・休日受診は控える

診療時間外の受診には一定の加算があります。
やむをえないときを除き、控えましょう。
診療時に聞き忘れたことを電話で問い合わせることも、再診扱いとなり有料です。

かかりつけ医をもつ

病気やけがのときは、まずかかりつけ医に相談を。紹介状がないまま大病院を受診すると、初診時に特別料金が上乗せされます。

はしご受診はしない

ひとつの病気で安易に医療機関を変えると、診察や検査、投薬が重複し、医療費が増えるだけでなく、患者にとってもマイナスです。
セカンドオピニオンとは異なる受診行為です。

症状や不安はまとめてご相談を

ちょっとした胸の違和感や軽いめまいなど、気になる症状は、受診をまとめることで、治療がスムーズに進みます。
前回の検査結果やお薬手帳をお持ちのうえ、まとめてご相談ください。

時間内の加算にも注意が必要です

平日の夜間なども開業している診療所では、時間内でも18時（土曜日は12時）以降は、「夜間・早朝等加算」として500円※が加算されます。同様に、保険薬局では開局時間内であっても、19時（土曜日は13時）～8時の調剤には、「夜間・休日等加算」として400円※が加算されます。

■休日・深夜・時間外につく加算※（初診）

	病院・診療所	保険薬局
休日加算	日曜・祝日・年末年始	2,500円 薬剤調剤料 2.4倍
深夜加算	22時～6時	4,800円 薬剤調剤料 3倍
時間外加算	休日・深夜を除く、診療・開局時間外	850円 薬剤調剤料 2倍

※小学校入学～69歳では、左表および上記金額の3割を窓口負担。

マイナ保険証は毎回ご持参ください



メリット①

薬剤情報等の提供に同意をすると…
データに基づく適切な医療が受けられます。
※災害時でもオンライン資格確認により、薬剤情報等の閲覧が可能です。

メリット②

限度額適用認定証等がなくても…
手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いを免除できます。

令和6年12月2日より現行の保険証は発行されなくなりました。マイナ保険証の登録がお済みでない方はお早目の切り替えをお願いします。

6月に対象者に送付予定のアンケート

お薬に関するアンケート

皆様の「薬に対する意識・健康状況」を、効果的な保健事業の実施につなげるために、お忙しいところ恐れ入りますが、以下のアンケートへのご協力をお願いいたします。

↓当てはまるものに「○」をつけてください。
次の問 1～問 4 までの質問にお答えください。

質 問		回 答	
問1	お薬についての疑問は誰に相談しますか？	① 医師 ② 薬剤師 ③ 看護師 ④ その他 ()	
問2	マイナ保険証を利用していますか？	はい	いいえ
問3	マイナ保険証利用の際、過去の診療・お薬の情報を医師・薬剤師に共有することを選択することができます。あなたは情報共有に同意していますか？	はい	いいえ
問4	問3でいいえとお答えいただいた方に質問です。今後のマイナ保険証利用の際に、情報共有に同意する予定はありますか？	はい	いいえ
問5	皆様の服薬内容に副作用のリスクがあると思われる場合、市から医療機関・薬局等に服薬情報を共有することが可能です。市から医療機関・薬局への情報共有に同意されますか？ なお、同意は任意です。後日同意を撤回することも可能です。	はい	いいえ
問5で服薬情報の開示に同意するとご回答いただいた方は、後日、お電話で詳細説明のためのご連絡をさせていただく場合があります。			

このアンケートの回答は統計的に集計し、個人が識別される形で公表することはありません。

ご協力いただき、ありがとうございました。

返信用封筒にいれて郵便ポストに投函してください。 回答期限：令和 7 年 8 月末まで

各薬局に送付予定の事業説明文書

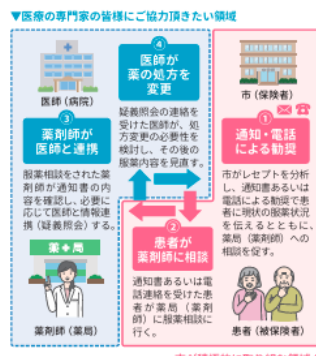
重複・多剤服薬者等に対する保健指導事業

実施目的

- 福岡市国民健康保険被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化を図ることを目的として、被保険者の受診や服薬状況を把握し、重複、多剤、併用禁忌等の好ましくない服薬や受診がある被保険者に対して、通知書を送付後に、主に電話による保健指導等を行うことにより、適正な受診・服薬を目指します。

実施内容

- 令和7年1月～3月診療分の調剤及び医科（入院外）レセプトを分析し、服薬状況に課題が見込まれる方を抽出し、処方された医薬品内容を記載した通知書を送付します。（令和7年6月末発送予定）
- 通知が届いた対象者には、通知を持って（かかりつけ）薬局・薬剤師を持って相談するように促します。
- 通知書が届いた対象者が相談に来られた際は、服薬内容が継続しているかをご確認いただき、薬に関する質問・不安等を確認してください。



実施対象

- 通知書は以下の条件に該当する対象者に送付しています。
 - 併用禁忌（配合禁忌）の服薬の疑いがある方
併用禁忌に該当する医薬品の組み合わせの処方がある方
 - 重複服薬の疑いがある方
複数の医療機関から同じ薬効の医薬品が継続的に処方されている方
 - 多剤服薬の疑いがある方
複数の医療機関から1ヶ月に10種類以上かつ内服薬6種類以上の医薬品を処方されている方
 - 頻回受診の疑いがある方
同一月内に15日以上外来受診がある方
 - 重複受診の疑いがある方
同一月内に同一疾病で3医療機関以上の外来受診がある方
- がんや指定難病にかかっている方、10歳未満の方等は対象外です。

注意事項

- 市では、現在の服薬状況に課題が見込まれる方を抽出しているため、**処方の変更が必ずしも必要というわけではありません**。本取組は、通知書を利用して、被保険者が今抱えている薬に関する「困った!」を専門家である薬剤師に相談し、適正な服薬につなげる取組です。
- 薬剤師の皆様は、現状の服薬内容の確認とともに、薬に関する一般的なリスクや薬局・薬剤師の役割を周知させる機会にご活用ください。

【福岡市国民健康保険】通知受領者からの想定質問

Q1. どのような人に通知書が送られているのですか？

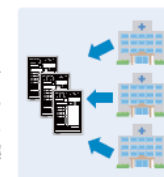
現在の薬の服用状況を確認し、薬の副作用のリスクや残薬がありそうの方に通知を送っています。なお必ずしも薬の服用状況に問題があるわけではなく、一度専門家に相談していただきたいという趣旨でお送りしています。したがって、ご相談の結果、現状のままで問題ないということも考えられます。

Q2. なぜ市が通知を送っているのですか？

福岡市では、薬の副作用のリスクや残薬解消に向けた取組を実施しています。一般的に高齢になると薬の種類が多くなり、薬の種類が増えると副作用のリスクが高くなることから、被保険者に薬のリスク等について正しく知っていただくことが今回の取組の主な目的です。

Q3. 医師の処方した薬を飲んでいるだけなのに、なぜ副作用のリスクや残薬につながるのですか？

一人一人の医師は、患者の病状に合わせて薬を出していますが、他の病院でどのような薬が処方されているか、必ずしも把握できているわけではありません。患者が2つの病院で同じ効能の薬を処方された場合、結果として、適正量より多い薬が処方される場合等が考えられます。



Q4. 対象としている医薬品は内服薬だけですか？

内服薬と外用薬が対象になります。ただし、医薬品の処方が手術・処置・麻酔等の投薬以外の目的の場合は、内服薬・外用薬であっても対象外です。

Q5. 処方医薬品については今後どのように対応すれば良いのですか？

現在どのような薬を飲んでいるのか、漢方薬やサプリメントを含めて一度薬剤師に説明してください。全ての薬を覚えるのは大変でしょうから、必ずお薬手帳を持参し、薬の処方があった場合にはお薬手帳に記入されているか確認してください。また今後、薬が増えた場合や変更になった場合にも薬剤師にご相談ください。

Q6. 薬に関する相談は誰にすればいいのですか？

薬を飲み忘れてしまう、薬の数を減らしたい、薬が効いているのかわからないので確認したいなど、皆様の薬やサプリメント等に関するご相談は薬局までご相談下さい。薬局の薬剤師は薬に対する専門家です。

6月に対象者に各薬局に送付予定のポスター・チラシ

もしかして…

薬

その症状、
**加齢のせい
だけではない
かもしれません!**



物忘れが多い



足がふらついて転倒



たちくらみ・めまい



だるさを感じる



食欲がない



便秘・排尿の悩み

すべて代表的な薬物による有害事象です。

早めに医療機関・薬局でご相談ください。

福岡市保険医療課

※店内貼付用ポスター案

※福岡市薬剤師会に加盟している薬局に配布予定です

**あなたからのご相談を
お待ちしております**



お気軽に
相談しに来て
ください

こんな時は
お薬の専門家・薬剤師にご相談ください

ご家族や身近な方のお悩みもお受けいたします

- ✓ 薬が多いので飲み忘れてしまう
- ✓ 今までの薬が最近飲みにくくなった
- ✓ 薬を減らしたいがどうすればいいのかわからない
- ✓ 他の薬局で処方された薬との組み合わせが気になる
- ✓ 副作用が出ている気がして心配
- ✓ 今飲んでいる薬をジェネリック医薬品に変更したい
- ✓ 健康食品やサプリメントと今飲んでいる薬の組み合わせが問題ないか確認したい

処方される薬が6つ以上になると、
副作用の発生割合が高くなることがわかっています。

お薬に関するご相談は、まずはお近くのかかりつけ薬剤師・薬局へ | 福岡市保険医療課

※配布用ちらし案